

令和元年10月8日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



綾瀬市消防本部防犯カメラの運用事務に係る本人以外からの個人情報の
収集及び本人通知の省略について（答申）

令和元年8月19日付けで諮詢のあった綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び本人通知の省略について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮詢事案の内容については、適當なものと認める。

なお、消防庁舎は建設中であり、本件諮詢に係る防犯カメラが実際に設置及び運用されていない状況を考慮し、防犯カメラの撮影範囲に周辺住宅等が含まれることとなった場合は個別に説明を行うこと、また、資料として示された「綾瀬市消防本部防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）」に規定する運用方法等に変更が生じた場合は審査会及び周辺住宅等の住民に対して報告、説明等を行うことを附帯条件とする。

2 訒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収集するときは原則として本人から収集しなければならない。ただし、同項第5号にその例外として本人以外から個人情報を収集することが認められることを定める規定があり、本件事案が、本人以外から個人情報を収集することについて適當であるかについて審査会に諮詢されたものである。また、本件事案が、同条第4項ただし

書の規定により本人以外から個人情報を収集を行った際の本人への通知を省略することについて適當であるかについて、併せて審査会に諮詢されたものである。

3 実施機関の主張（本人以外から個人情報を収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

綾瀬市消防本部の敷地内における施設の保全管理等を図るための手段として、出入口や不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所に防犯カメラを設置し、来庁者等を撮影するものである。

防犯カメラにより撮影される画像情報は、その性質上、記録される個人情報を本人から収集し、かつ、撮影される全ての者から同意を得て収集することは困難であることから、本人以外から個人情報を収集するものである。

また、撮影される者は大量であり、これらの者の連絡先等を個別に把握することは困難であり、かつ、撮影による個人情報の収集について本人が通知を受けても選択する余地がないことから、本人への通知も省略したい。

4 審査会の判断

本件諮詢事案は、実施機関が主張するとおり、施設の保全及び防犯対策の強化が期待できる正当な目的のものであることが認められる。

本件における個人情報である画像情報は、実施機関が主張するように、その性質上撮影される者本人から収集することは困難である。また、その取扱いについても、撮影した画像情報は20日以内に上書きされ更新されること、外部への提供を綾瀬市個人情報保護条例で認める場合に限定していること、画像を取り扱うことができる者の数を最小限としていること等の配慮をしており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することについては適當なものであると認められる。

また、撮影される者が大量であり、かつ、撮影されることについて通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも適當であると認められる。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。